

## LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書

- 公正取引委員会は、平成11年6月、「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を公表。
- 同報告書では、独占禁止法上の問題として、**LPガス販売業者による建設業者等に対するガス器具の無償提供等**を取り上げた。

実態調査報告書の概要	対応状況
<p>■ LPガス販売業者が、無償配管に併せて住宅の入居者に自らを紹介してもらうために、建築業者等に対して紹介料を支払うという事例もある。これについては、<b>それ自体直ちに独占禁止法上問題を生じるものではないが</b>、例えば業界の商慣習に照らして不当に高額な紹介料を支払う等により、顧客を獲得するような場合には、<b>不公正な取引方法(不当な利益による顧客誘引)</b>として独占禁止法上問題を生じること考えられる。<b>LPガス販売業者が、建築業者等に対してガス器具の無償提供等を行うこと</b>についても、これと同様に考えられる。</p>	<p>■ 公正取引委員会は、関係省庁に対し、実態調査報告書の内容を説明するとともに、業界内への周知を要請。</p> <p>■ 現在、資源エネルギー庁では、公正取引委員会の実態調査報告書のほか、同庁が調査事業として実施した最新の实態調査結果や関係者を集めたワーキンググループでの議論の状況も踏まえ、液石法施行規則の改正案を検討中(随時、公正取引委員会と資源エネルギー庁で連携)</p>